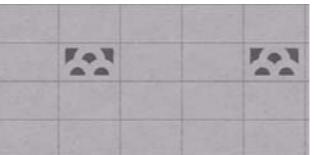


危険ブロック塀等安全対策事業補助金

●対象工事

- ①危険ブロック塀等を全て撤去する工事
- ②接する道路面からの危険ブロック塀等の高さを0.4m以下に減じる工事



●対象となる危険ブロック塀等

倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、次のいずれにも該当するもの

- ①小学校の各敷地からおおむね500m以内の区域に存在すること
- ②接する道路面からの高さが1.2m以上であること ③道路等に面していること

●対象者

次のいずれにも該当するもの

- ①危険ブロック塀等を所有している者 ②町税等に滞納がない者
- ③土地又は建物の販売を目的として危険ブロック塀等の撤去を行うものでない者

●交付金額

撤去工事に要する費用の額の3分の1に相当する額（上限10万円）

住宅リフォーム補助金

●対象工事

神崎町に所在する一戸建ての住宅のリフォーム工事を行う者で、次のいずれにも該当するもの

- ①町内業者が行なう工事
- ②その請負の対価の額が20万円以上の工事
- ③他の制度による補助の対象とならない工事
- ④その完了予定期限が当該年度の3月20日以前である工事



●対象者

次のいずれにも該当するもの

- ①当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とする者
- ②当該対象住宅を所有している者
- ③自己及びその属する世帯の世帯員のいずれにも町税等の滞納がない者

●交付金額

リフォーム工事に要する費用の額の10分の1に相当する額（上限30万円）

いずれの補助金も、着工又は完了してしまった工事は対象になりませんので、必ず工事着工前に申請してください。

各補助金の詳細は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

▶問合せ まちづくり課建設係☎②2114



住宅関連補助金のご紹介

がけ地崩壊対策事業補助金

●補助金の交付対象となる事業

擁壁の設置、改造その他がけ地の崩壊を防止する事業で、次のいずれにも該当するもの

- ①現に崩壊しているがけ地又は崩壊するおそれのあるがけ地であって、危険家屋の存するがけ地に係る事業であること
- ②個人が行なう事業であること
- ③住宅等の分譲を業とする者が業として行なう事業でないこと
- ④がけ地が他の補助事業の対象外であること。

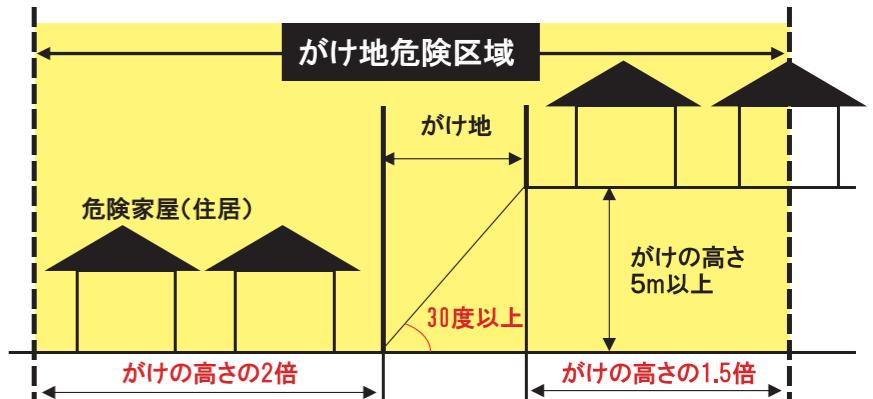
●対象者

次のいずれにも該当するもの

- ①危険家屋の所有者または危険区域内の土地の所有者
- ②同一世帯に町税の滞納者がいない者

●交付金額

がけ地崩壊対策事業に係る工事費の2分の1（上限 50万円）



住宅耐震診断・改修補助金

●耐震診断補助制度

【補助率】診断費用の1/2（上限 4万円）

耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内において補助します。

●耐震改修補助制度

【補助率】改修費用の2/3（上限100万円）

耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された場合に、耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。



●対象住宅 町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅

●共通事項 ①神崎町内に木造住宅を所有し、補助対象住宅に住所を有していること
②神崎町の町税に未納がないこと

※耐震改修補助制度の補助率と交付対象費用を拡充しました。